

あなたの暮らしのパートナー **ぶぎん税務相談室**

第6回 転職した年の年末調整



私は、今年3月に前の会社を辞め、10月から今の会社に勤めています。年末調整の書類を出すように経理から言われましたが、失業中に払った国民健康保険料や国民年金の保険料はどうしたらいいのでしょうか。



ご質問にお答えする前に年末調整について復習したいと思います。

雇用主は、従業員などに毎月の給与やボーナスを支払う場合、概算で所得税及び復興特別所得税を控除し、まとめて納付することになっています。

しかし、

- ①毎月の源泉徴収税額は、給与の額に変動がないものとしていますが、実際は年の中で給与の額に変動があること
- ②年の中でお子さんの就職等で控除対象扶養親族の数に異動があった場合に、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」が提出された前月までの源泉徴収税額を遡って修正することとされていないこと
- ③社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などは、年末調整の際に適用することとされていること

などの理由から源泉徴収された所得税等の合計額は必ずしもその従業員などが納めるべき年税額と一致せず過不足が生じます。この過不足額を徴収又は還付して、納めるべき年税額と一致させる精算の手続きが年末調整です。

年末調整では、いろいろな所得控除などの計算をするため、次の書類を勤務先へ提出する必要があります。

- ①平成30年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
扶養控除、障害者控除、寡婦（夫）控除、勤労学生控除、基礎控除の適用に使用します。
- ②平成30年分給与所得者の配偶者等控除申告書
配偶者控除、配偶者特別控除の適用に使用します。この申告書は、平成29年分までは扶養控除等申告書と一緒にでしたが、平成30年から別業となり

皆様 こんにちは。
街中でも美しい紅葉が見られる季節になりました。今月は年末調整についての質問をご紹介します。
どうぞ一読ください。

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

ました。

- ③平成30年分給与所得者の保険料控除申告書
生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除の適用に使用します。
- ④平成30年分給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
2年目以降の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用に使用します。

給与の収入金額が2,000万円を超える人など年末調整の対象とならない人もいますが、大部分のサラリーマンは、年末調整によって1年間の所得税及び復興特別所得税の納税が完了しますので確定申告の必要はありません。

ご質問のように年の中で退職し、同じ年に再就職して年末まで勤務している場合には、新しい勤務先で前の勤務先の給与を含めて年末調整をすることとなっています。

前の勤務先から交付された源泉徴収票に必要な申告書を添えて新しい勤務先に提出することにより、年末調整をすることができます。失業中に支払われた国民健康保険料や国民年金の保険料は、社会保険料控除の対象となります。上記③の平成30年分給与所得者の保険料控除申告書に記載して提出してください。

なお、国民年金の保険料は、保険料を支払ったことを証明する書類を提出するか提示する必要がありますのでご注意ください。

詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店の窓口又はぶぎん地域経済研究所へお問い合わせください。